

資料提供
令和8年4月17日
課名:産業廃棄物対策課
担当:河原
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である竹下 慎吾に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。
（処分機関：広島県産業廃棄物対策課）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	たけした しんご 竹下 慎吾 （広島県広島市安佐北区三入一丁目7番8号）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03409188479号 許可年月日：令和3年5月13日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和8年4月17日
処分理由	被処分者は、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するものとして、法第14条第5項第2号イに規定する者に該当するため。
備考	被処分者は個人事業主であるため、個人情報保護の観点から、処分理由の詳細については公表しない。